

平成 29 年 12 月

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

1. 開催日時

11 月 9 日（木）・10 日（金）及び 13 日（月）～15 日（水） 13：00～15：00

2. 開催場所及び参加者実績

主要 5 都市 合計 527 名（前年 495 名）参加

（札幌：61 名、仙台：39 名、東京：200 名、福岡：107 名、大阪：120 名）

3. 説明内容、時間

分別基準適合物の引取及び再商品化概要：90 分（全体概要 30 分、各素材の個別説明 60 分）

その他事項：30 分（申込注意事項、合理化拠出金）

4. 主な質問内容

（1）ガラスびん関連

・Q：搬出重量単位について

A：10 トン車 1 台程度が原則ですが、保管施設のスペースやアクセス道路の幅員の都合で 10 トン車ででの引き取りができない場合は、10 トン車以外での引き取りも可能ですが、搬入可能車両トン数を申込書に明記してください。また、10 トン車が搬入可能でも保管スペースの関係で 10 トン積載できない場合は、引き渡し可能積載量を特記事項にご記入ください。

・Q：化粧品びんについて

A：一般のガラスびんと同じ組成です。まだ分別収集していない市町村はぜひ収集して頂きたい。

・Q：積み込み等の重機の運転について

A：積み込み用機材の整備、および積み込み作業については、市町村と再商品化事業者の協議に基づいて取り決めて頂きます。運転を再商品化事業者が行う場合には、立ち合いをお願いします。

・Q：事業系ガラスびん（小規模飲食店等）の扱いについて

A：飲食店等に販売され、事業者から排出されるガラスびんは事業系一般廃棄物となるので、容リ法の対象外です。

（2）PET ボトル関連

・Q：配点基準の変更の品質ランク区分への影響について

A：シミュレーション上では、A ランクから B ランクに変わる市町村が若干あったものの、総合判定に大きな影響はないと思われます。

・Q：ラベルフィルムの剥離について

A：容易に分離可能なラベル付き PET ボトルの項目を品質ガイドラインや分別基準適合物（ペール品）の品質ランク区分及び配点基準で明確にしました。確認してください。

・Q：着色 PET ボトルについて

A：国内生産分では業界の自主設計ガイドラインで規制されていますが、主に輸入商品については一

部着色PETボトルが見られます。再生処理上は選別する必要がありますが、市町村からの引き渡しバールに入っている問題にはなりません。

- ・Q：中国問題の有償拠出金への影響について

A：平成30年度分の有償拠出金については入札の結果次第です。

(3) プラスチック製容器包装関連

- ・Q：30年度以降合理化拠出金の見込みについて

A：入札の結果次第です。平成29～31年度の3年間、想定単価は同一になります。平成28年度と比較して減少した想定額を現に要した費用が上回った場合には合理化拠出金は拠出されません。

- ・Q：子供服の販売用ハンガーの取り扱いについて

A：子供服に限らず、ハンガーが洋服と合わせてビニール製の袋等の容器に入れられて販売されている場合は、商品の保護又は固定のために使用されていると考えられるため容器包装の対象となります。

- ・Q：指定収集袋取り扱いについて

A：容器包装の対象外です。プラスチック製容器包装のバール品質調査では異物として扱います。なお、指定収集袋及び市販のごみ袋の扱いについては、平成28年5月産構審・中環審合同会合報告書で今後の検討課題とされています。

- ・Q：合理化拠出金が出ない見込みと品質基準の扱いについて

A：「再商品化合理化拠出金」のしくみとは関係なく、従来から日常的にバール品質向上を市町村に働きかけ、バール品質向上を通じて再商品化の合理化・効率化を図っています。

- ・Q：小袋、カップ麺容器、マヨネーズ容器など個別の出し方事例について

A：汚れの付着したものは排出しないでください。ご家庭でしっかりと洗ってから排出してください。それでも汚れが落ちない容器は、資源物として排出しないようにお願いします。

なお、容器の形状ごとに、どの程度まで汚れを落としたりよいか、詳しく動画で解説しておりますのでご参照ください。⇒分別排出のポイント

<http://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/gather/pamph/demae/pgm05/>

(4) その他

- ・Q：再商品化実施委託単価の出し方、及び実施委託単価の決定は早くならないか

A：再商品化総費用（市町村引き取り見込み量×再商品化事業者見込み委託単価+協会経費）を特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込み量で割って算出します。

平成30年度再商品化委託申込書類中の資料をご参照ください。詳細は、特定事業者向けの「平成30年度再商品化委託申込書類」の中に資料があり、協会HPに掲載しておりますので、ご参照ください。

[＊協会HP＞特定事業者向け＞再商品化委託申込＞委託契約に関わる資料（平成30年度分）](#)

[＞8.重要資料集＞（資料2）平成30年度「再商品化実施委託単価」について](#)

実施委託単価の決定時期は、特定事業者の申込期限から逆算をして設定しており、また、実施委託単価を算出する際に必要となる数字は国の審議会で審議されますので、現行より早めることは難しい状況です。

- ・Q：口頭で補足した重要な説明事項について

A：来年度以降は当日資料で配布予定です。

- ・Q：小規模事業者定義について

A：製造業等では、年間売上高2億4千万円以下かつ従業員数20名以下、小売業、サービス業、卸売業では、年間売上高7千万円以下かつ従業員数5名以下です。

・Q：事務組合の代表市の合理化拠出金分配に関して

A：プラスチック製容器包装の場合、多くの再商品化手法が存在し、手法による価格差が大きくなっています。「低減額の貢献度」による合理化拠出金の配分は、再商品化手法別に想定単価を決めて、保管施設毎に数値を算出します。

・Q：乖離報告について

A：大幅な乖離報告の目安は、前後20%以上、プラスチック製容器包装については、前後10%以上または1,000トン以上の何れかです。あくまでも目安ですので、乖離が見込まれる場合には、その旨を当協会にお知らせください。

以上